

令和2年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど
坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和2年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5. 徴 収	24
(1) 年度別市税決算額	25
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	26
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	27
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	28
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	29
(6) 口座振替利用状況	30
(7) コンビニ収納状況	31
(8) 年度別差押財産状況の内訳	31
(9) 督促状発付状況	32
6. その他	33
市税の税率及び納期等の一覧表	34～36

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(令和2年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副課長	課長補佐	係長	係	計	事務分掌
総務部	課税課		1		1			2	課の総括
		税制係				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関すること。 2 法人市民税に関すること。 3 軽自動車税の賦課に関すること。 4 市たばこ税に関すること。 5 個人市県民税の賦課に関すること。 6 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 7 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。 8 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 9 税の諸証明書の発行に関すること。
		市民税係				2	8	10	
		土地係				1	3	4	
		家屋係				2	4	6	
		計	1		1	6	17	25	
	納税課		1		1			2	課の総括
	管理係					1	3	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関すること。 2 市税の過誤納金の還付に関すること。 3 市税の口座振替に関すること。 4 市税の督促に関すること。 5 納税証明に関すること。 6 納税の奨励及び徴収対策に関すること。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関すること。 8 差押財産等の換価に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 介護保険料の収納に関すること。 11 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
	徴収係				1	7	8		
	特別整理係				5	2	7		
	計	1		1	7	12	21		
	総計		2		2	13	29	46	

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

区分		年度				
		28	29	30	1	2
人口	男	50,951	51,013	50,840	50,673	50,610
	女	50,437	50,518	50,498	50,541	50,393
	計	101,388	101,531	101,338	101,214	101,003
世帯数		44,215	44,827	45,316	45,775	46,307

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

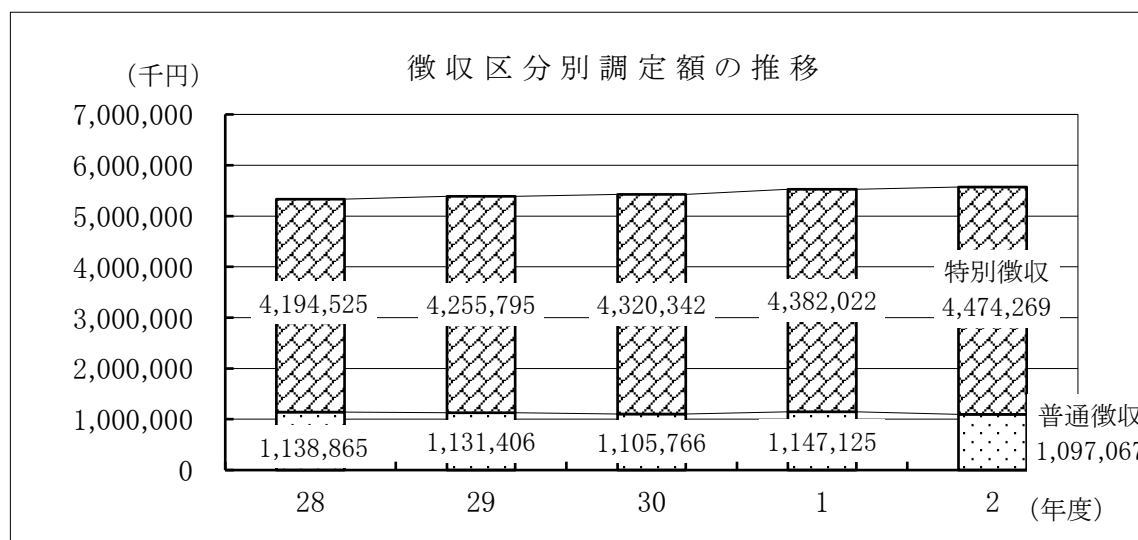
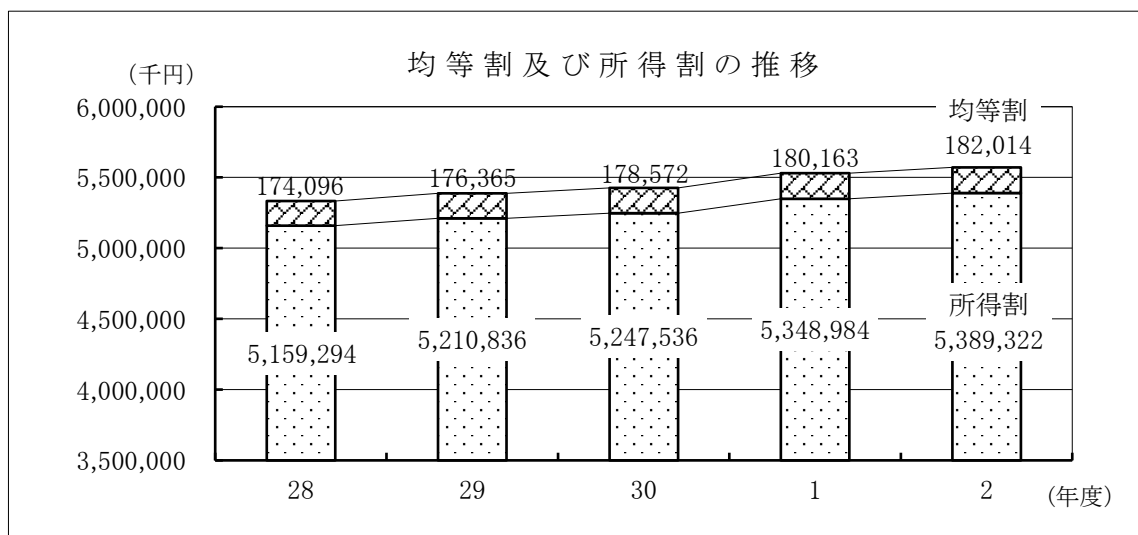
区分		年度					
		28	29	30	1	2	
個人	均等割+所得割	45,589	46,264	46,552	47,193	47,446	
	均等割のみ	4,474	4,446	4,659	4,567	4,604	
	計	50,063	50,710	51,211	51,760	52,050	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	13	15	14	14	14
		第8号	1	2	3	3	2
		第7号	108	111	100	100	100
		第6号	20	18	16	16	16
		第5号	68	73	71	71	75
		第4号	24	25	27	26	26
		第3号	260	264	278	280	278
		第2号	15	12	11	11	9
		第1号	1,564	1,580	1,573	1,603	1,684
		計	2,073	2,100	2,093	2,124	2,204

※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度		28	29	30	1	2
区分						
普通徴収	均等割	41,109	40,152	40,320	39,994	37,364
	所得割	1,097,756	1,091,254	1,065,446	1,107,131	1,059,703
	小計	1,138,865	1,131,406	1,105,766	1,147,125	1,097,067
特別徴収	均等割	132,987	136,213	138,252	140,169	144,650
	所得割	4,061,538	4,119,582	4,182,090	4,241,853	4,329,619
	小計	4,194,525	4,255,795	4,320,342	4,382,022	4,474,269
調定額	均等割	174,096	176,365	178,572	180,163	182,014
	所得割	5,159,294	5,210,836	5,247,536	5,348,984	5,389,322
	合計	5,333,390	5,387,201	5,426,108	5,529,147	5,571,336

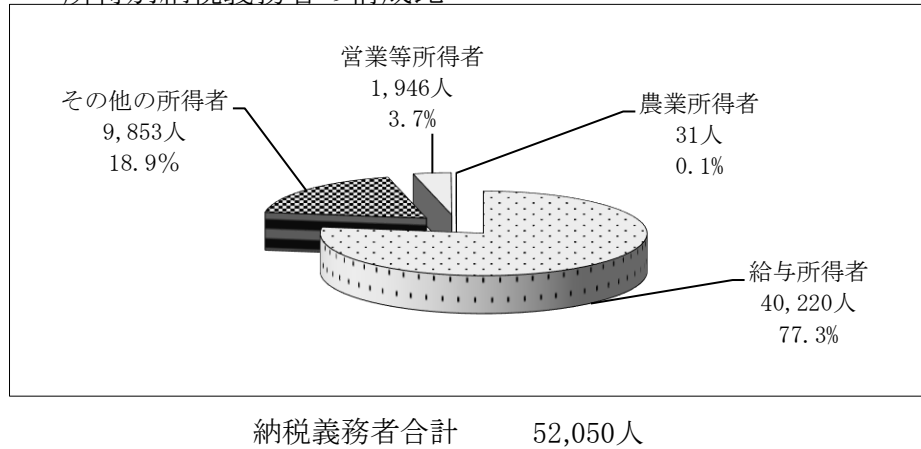


(4) 令和2年度 個人市民税賦課状況

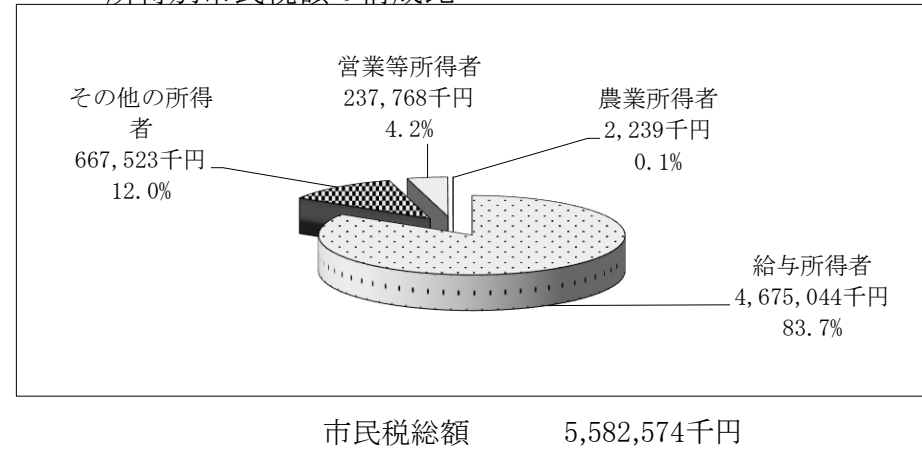
(令和2年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給与所得者	2,350	8,225	37,870	132,545	4,534,274	40,220	4,675,044	116	83.7
営業等所得者	255	892	1,691	5,918	230,958	1,946	237,768	122	4.2
農業所得者	8	28	23	81	2,130	31	2,239	72	0.1
その他の所得者	1,991	6,969	7,862	27,517	633,037	9,853	667,523	68	12.0
計	4,604	16,114	47,446	166,061	5,400,399	52,050	5,582,574	107	100.0

・所得別納税義務者の構成比



・所得別市民税額の構成比



(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和2年7月1日現在)

課税標準額 の段階	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,358	61	4	486	98	2,007
10万円を超え 100万円以下	10,369	577	9	4,728	129	15,812
100万円を超え 200万円以下	11,354	400	5	1,541	104	13,404
200万円を超え 300万円以下	7,075	275	1	351	75	7,777
300万円を超え 400万円以下	3,531	136	1	113	46	3,827
400万円を超え 550万円以下	2,394	92	2	108	48	2,644
550万円を超え 700万円以下	660	52	0	60	18	790
700万円を超え 1千万円以下	487	34	0	50	19	590
1千万円超	439	47	1	64	44	595
合計	37,667	1,674	23	7,501	581	47,446

※「課税標準額」

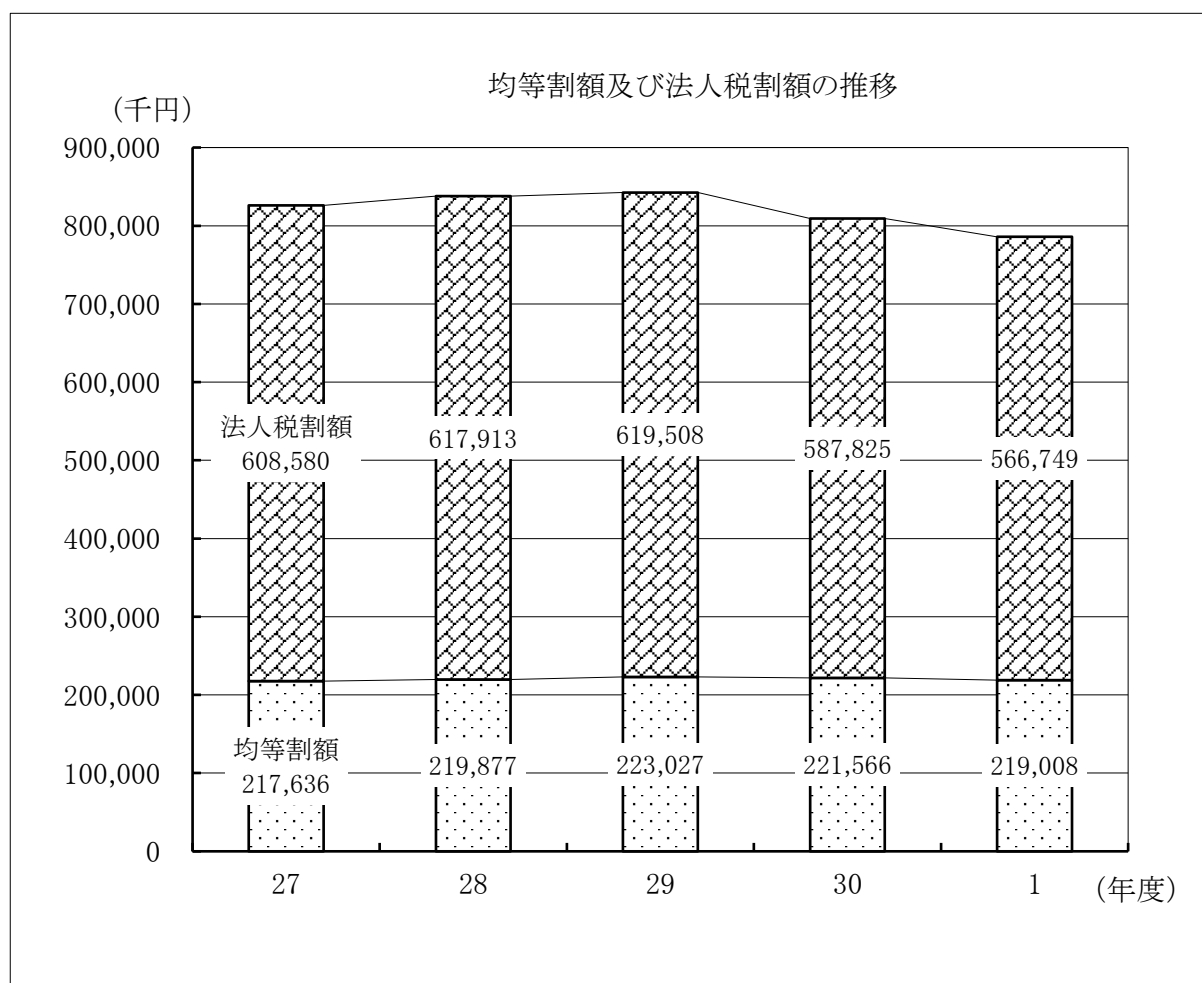
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度				
		27	28	29	30	1
均等割額	法人数 (社)	2,045	2,077	2,100	2,111	2,118
	調定額 (千円)	217,636	219,877	223,027	221,566	219,008
法人税割額	法人数 (社)	820	860	864	878	838
	調定額 (千円)	608,580	617,913	619,508	587,825	566,749
合計調定額 (千円)		826,216	837,790	842,535	809,391	785,757
合計税額の対前年比 (%)		95.9	101.4	100.6	96.1	97.1



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

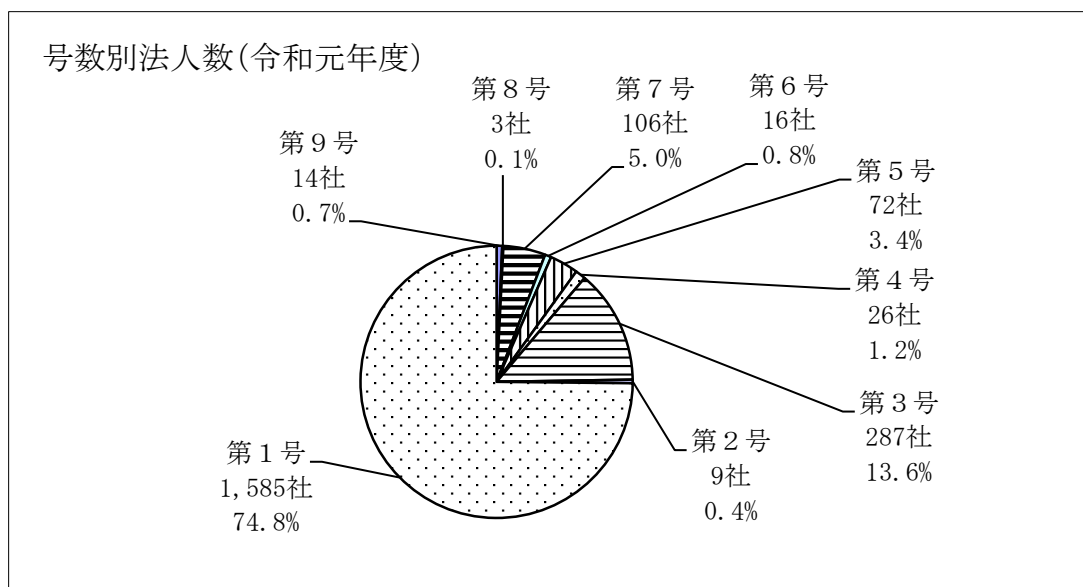
(各年度3月31日現在 単位:社)

年度 区分	27	28	29	30	1
第9号	14	14	15	15	14
第8号	2	2	2	3	3
第7号	105	114	115	105	106
第6号	20	19	19	16	16
第5号	73	73	75	73	72
第4号	24	25	28	25	26
第3号	251	265	275	283	287
第2号	14	13	9	9	9
第1号	1,542	1,552	1,562	1,582	1,585
合計	2,045	2,077	2,100	2,111	2,118

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	30年度 (円)	1年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	185,900	275,000	147.9
農業	185,900	275,000	147.9
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	436,629,750	399,762,200	91.6
鉱業	0	0	0.0
建設業	49,102,050	48,753,100	99.3
製造業	387,527,700	351,009,100	90.6
第3次産業	372,575,600	385,720,110	103.5
卸・小売業	160,365,100	180,308,010	112.4
飲食業	13,181,300	12,437,400	94.4
金融・保険業	48,721,300	41,161,500	84.5
不動産業	25,003,600	23,127,200	92.5
運輸・通信業	35,451,800	36,751,800	103.7
電気・ガス・水道業	8,207,200	7,415,900	90.4
サービス業	79,706,400	82,579,600	103.6
その他	1,938,900	1,938,700	99.9
計	809,391,250	785,757,310	97.1

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		28	29	30	1	2
個人	土地	25,505	25,724	25,877	26,063	26,245
	家屋	30,338	30,588	30,920	31,120	31,320
法人	土地	803	826	837	863	894
	家屋	789	808	832	859	892
合計	土地	26,308	26,550	26,714	26,926	27,139
	家屋	31,127	31,396	31,752	31,979	32,212

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		28	29	30	1	2
免税点以上	個人	157	153	142	144	141
	法人	746	757	758	770	794
	計	903	910	900	914	935
免税点未満	個人	249	250	256	263	243
	法人	831	833	810	818	770
	計	1,080	1,083	1,066	1,081	1,013
個人計		406	403	398	407	384
法人計		1,577	1,590	1,568	1,588	1,564
合計		1,983	1,993	1,966	1,995	1,948

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

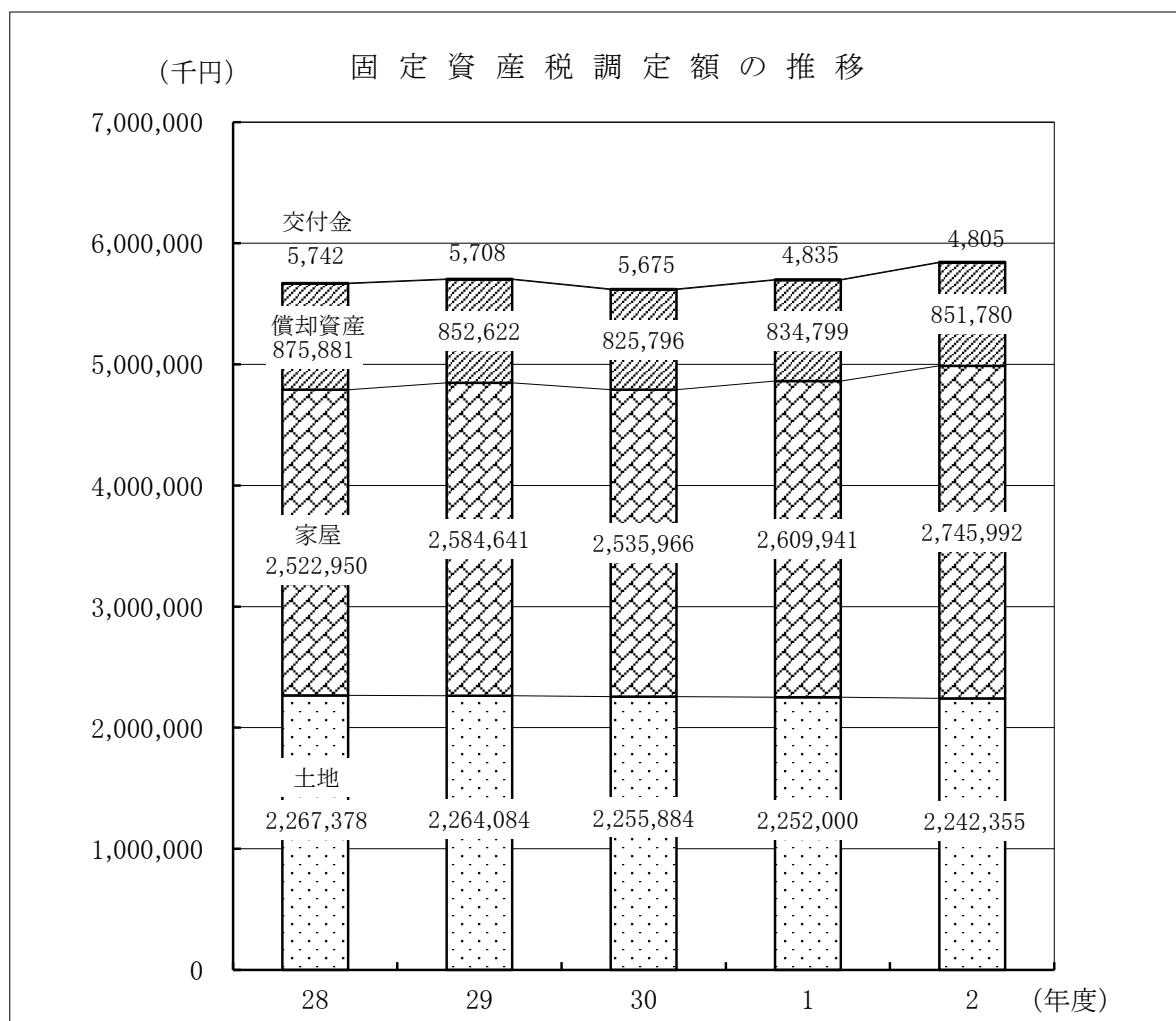
区分		年度	28	29	30	1	2
固定資産税	土地		2,267,378	2,264,084	2,255,884	2,252,000	2,242,355
	家屋		2,522,950	2,584,641	2,535,966	2,609,941	2,745,992
	償却資産		875,881	852,622	825,796	834,799	851,780
	小計		5,666,209	5,701,347	5,617,646	5,696,740	5,840,127
交付金			5,742	5,708	5,675	4,835	4,805
合計			5,671,951	5,707,055	5,623,321	5,701,575	5,844,932

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和2年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	27,139	78,772	26,658,306	467,124,398	63.5
	家 屋	31,639	35,050	5,577,293	203,420,298	27.7
	償却資産	935	-	-	63,186,948	8.6
	市評価分	919	-	-	40,897,926	5.6
	国・県配分	16	-	-	22,289,022	3.0
	小 計	59,713	113,822	32,235,599	733,731,644	99.8
免税点未満	土 地	2,516	3,726	1,427,306	1,056,115	0.1
	家 屋	573	690	28,570	47,990	0.0
	償却資産	1,013	-	-	449,356	0.1
	市評価分	1,012	-	-	448,344	0.1
	国・県配分	1	-	-	1,012	0.0
	小 計	4,102	4,416	1,455,876	1,553,461	0.2
合 計		63,815	118,238	33,691,475	735,285,105	100

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和2年5月1日現在 単位:千円)

種 類 \ 区 分		決定価格	課税標準額	
			うち特例分	
市評価分	構 築 物	10,210,296	10,190,092	5,740
	機 械 及 び 装 置	22,537,135	21,474,054	671,903
	車 両 及 び 運 搬 具	126,953	126,953	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,023,542	8,014,774	5,358
	小 計	40,897,926	39,805,873	683,001
国 ・ 県 配 分		22,289,022	21,099,785	0
合 計		63,186,948	60,905,658	683,001

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

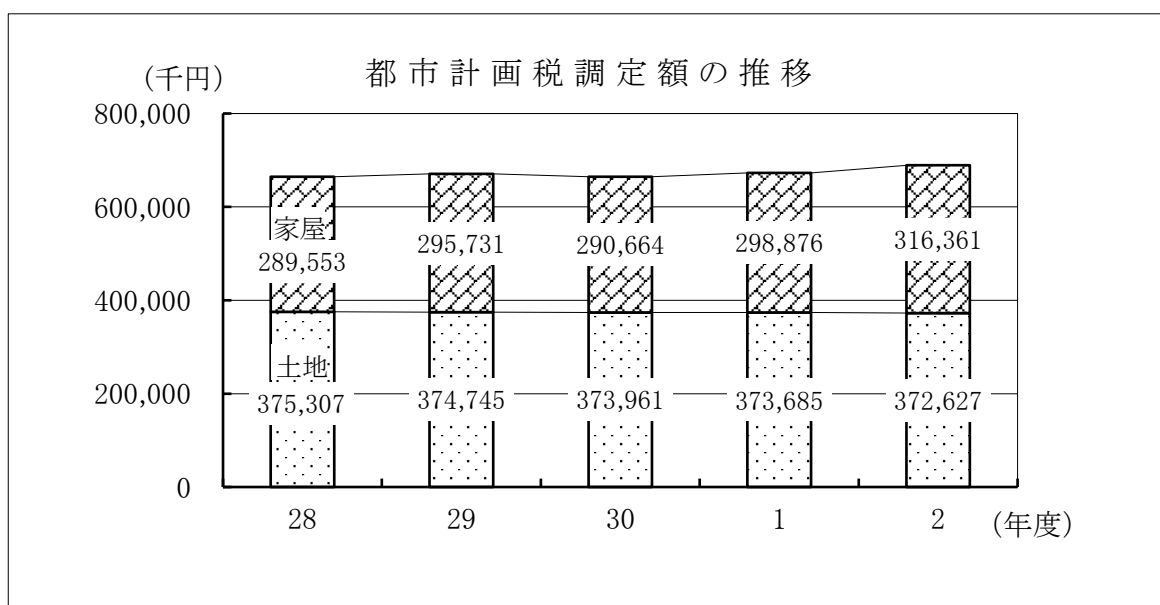
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	28	29	30	1	2
個人	40,362	40,634	40,954	41,188	41,462
法人	1,080	1,124	1,158	1,206	1,256
合計	41,442	41,758	42,112	42,394	42,718

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	28	29	30	1	2
土地	375,307	374,745	373,961	373,685	372,627
家屋	289,553	295,731	290,664	298,876	316,361
合計	664,860	670,476	664,625	672,561	688,988



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和2年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,578	29,558	7,030,000	394,862,646	71.3
家屋	23,140	22,165	3,987,890	158,676,375	28.7
合計	42,718	51,723	11,017,890	553,539,021	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(令和2年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
地 目				
	田	8,394	6,776,373	1,124,474
	畑	10,629	6,355,809	9,947,617
宅 地	住 宅 用 地	51,176	8,607,832	321,466,951
	非 住 宅 用 地	2,831	2,121,531	80,720,783
	小 計	54,007	10,729,363	402,187,734
池	沼	51	38,136	22,621
山	林	1,524	1,077,022	670,454
原	野	1,475	673,483	42,829
雑	種 地	6,401	2,428,016	54,184,361
その他(公衆用道路等)		50,297	12,941,798	423
合 計		132,778	41,020,000	468,180,513

(10) 木造家屋・種類別集計表

(令和2年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
種 類				
住 宅	専 用	22,508	2,449,576	74,320,316
	共 同	655	147,687	4,644,426
	併 用	897	111,885	1,867,442
	小 計	24,060	2,709,148	80,832,184
旅館・料亭・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		304	28,235	692,740
劇場・映画館・病院		34	5,276	210,980
工場・倉庫		234	18,281	136,069
土 蔵		483	10,260	36,027
附 属 家		2,434	109,057	517,241
合 計		27,559	2,880,845	82,431,110

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和2年5月1日現在 非課税・免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	658	292,714	15,798,351
住 宅 ・ 共 同 住 宅	4,204	1,437,170	64,847,052
ホ テ ル ・ 病 院	45	52,907	4,299,449
工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	1,422	779,102	31,789,590
そ の 他	1,852	163,125	4,302,736
合 計	8,181	2,725,018	121,037,178

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度		28	29	30	1	2
区分						
木 造	新 築	381	353	338	318	368
	増 築	3	4	4	3	4
	小 計	384	357	342	321	372
木 造 以 外	新 築	114	78	275	68	80
	増 築	0	1	1	1	0
	小 計	114	79	276	69	80
新 築 計		495	431	613	386	448
増 築 計		3	5	5	4	4
合 計		498	436	618	390	452

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度		28	29	30	1	2
区分						
木 造		234	222	203	215	295
木 造 以 外		70	41	74	64	49
合 計		304	263	277	279	344

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和2年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	843,632	245,120	3,432
埼玉県総務部	132,859	27,555	386
国土交通省 関東地方整備局	307,985	70,523	987
合計	1,284,476	343,198	4,805

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和2年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成25年4月1日～令和3年3月19日
委員	吉川洋	平成27年3月20日～令和3年3月19日
委員	本田明	平成30年3月20日～令和3年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

4. 諸 税

(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

(各年度6月30日現在)

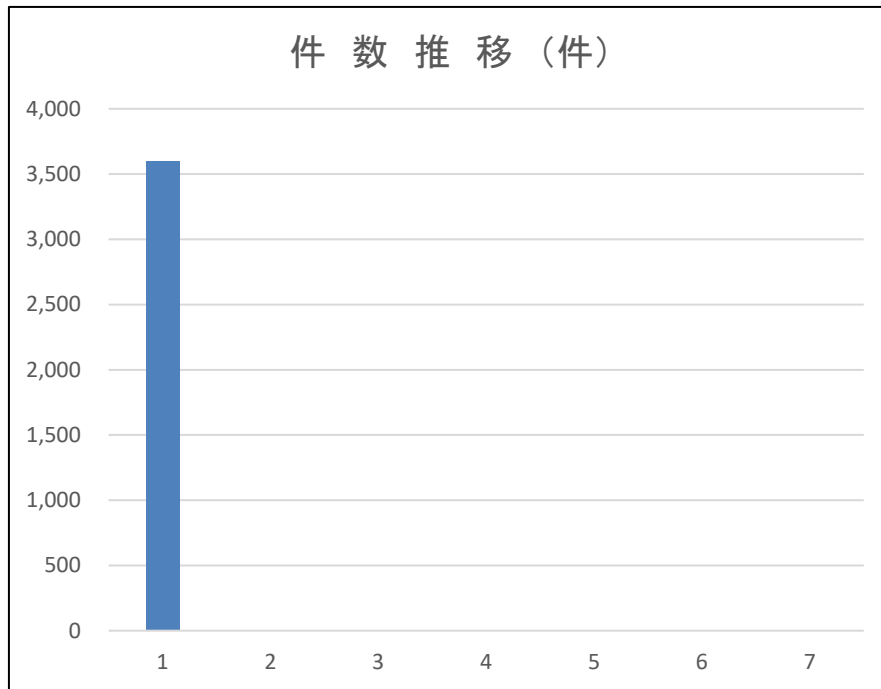
年 度	1	2	3	4	5	6	7
件 数 (件)	3,599						
金 額 (千円)	6,325						

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。

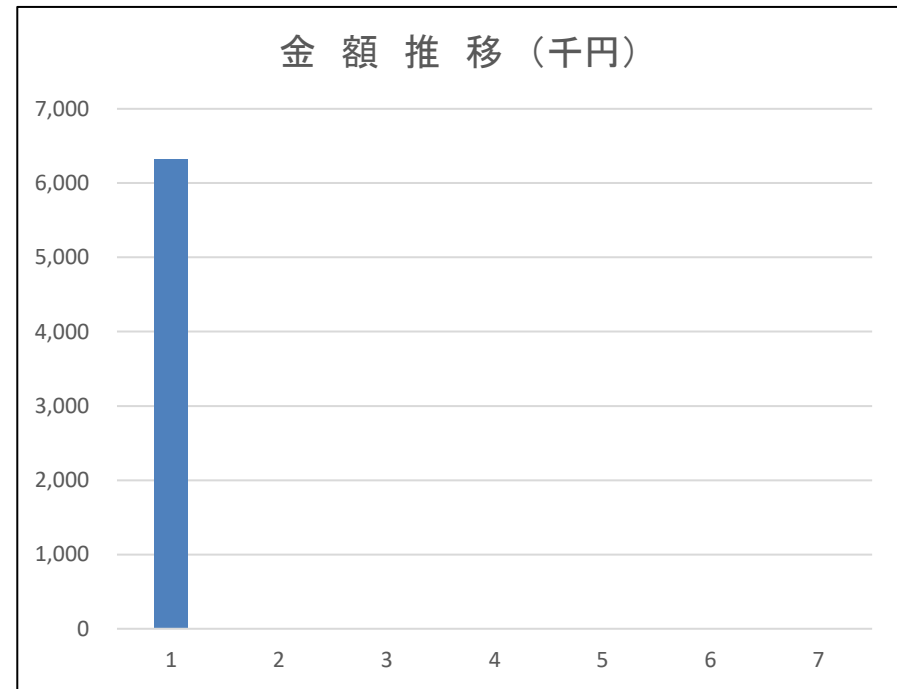
当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなっており、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになっています。

この資料は、6月末に県から実績報告のあった実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、その前年度分となっています。

件数推移(件)



金額推移(千円)



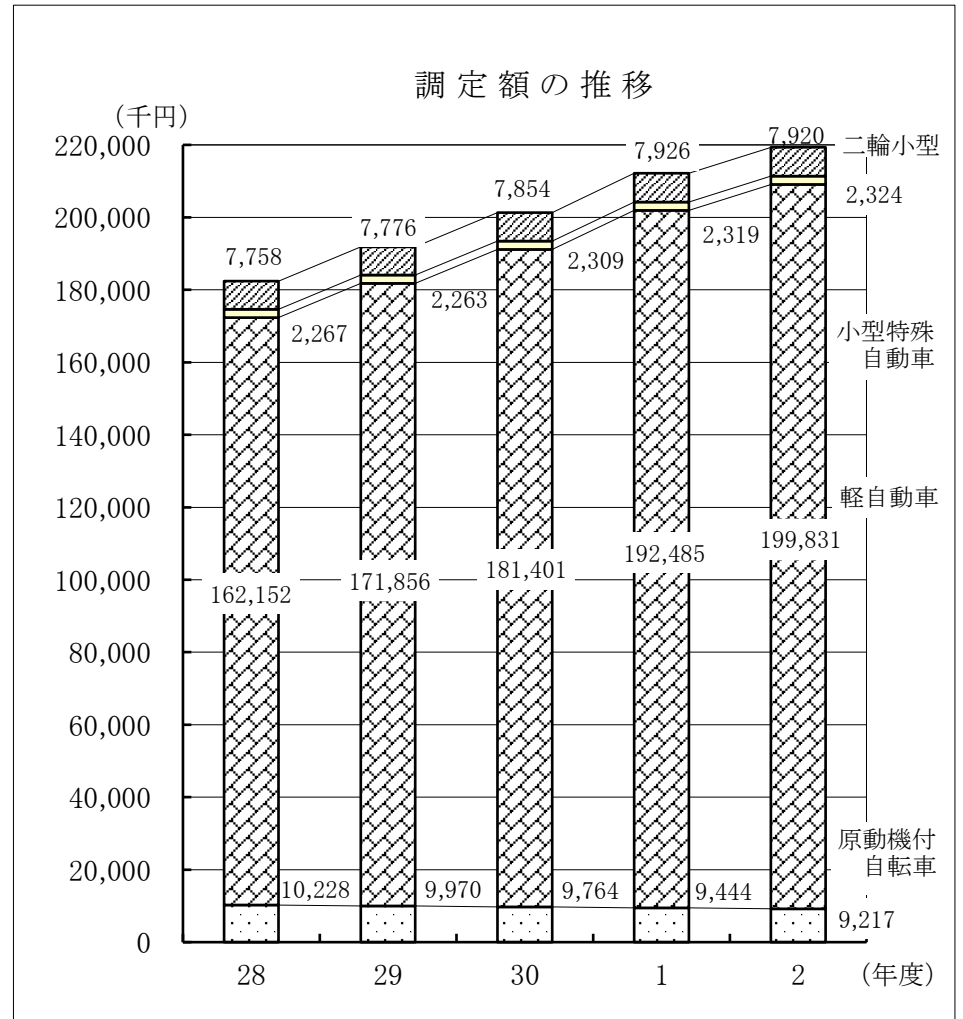
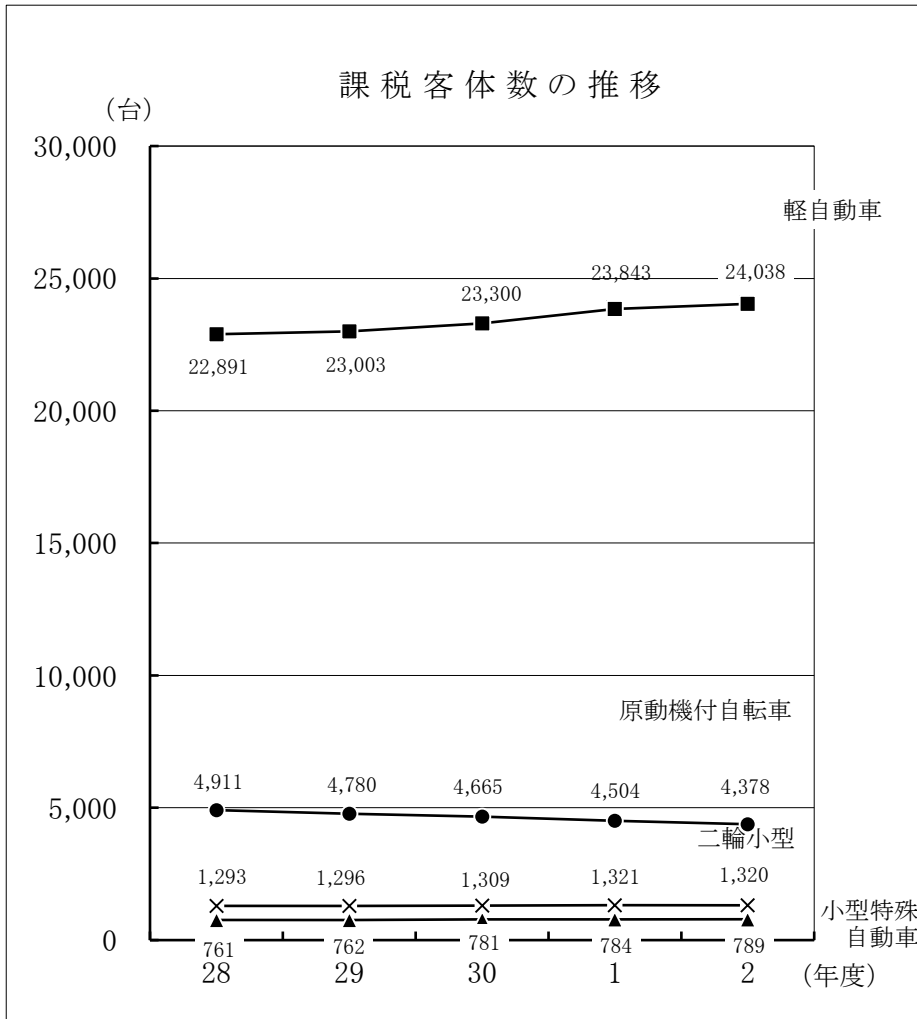
(2) 軽自動車税(種別割)課税客数及び調定額の推移

(各年度7月1日現在)

種別		年度		28		29		30		1		2	
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下		3,797	7,594	3,647	7,294	3,494	6,988	3,322	6,644	3,140	6,280	
	90cc以下		246	492	247	494	248	496	259	518	261	522	
	125cc以下		823	1,975	843	2,023	873	2,095	871	2,090	923	2,215	
	ミニカー		45	167	43	159	50	185	52	192	54	200	
	小計		4,911	10,228	4,780	9,970	4,665	9,764	4,504	9,444	4,378	9,217	
軽 自 動 車	二輪・二輪のけん引車		1,197	4,309	1,175	4,230	1,171	4,216	1,180	4,248	1,191	4,288	
	三輪		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪	乗用	自家用	17,290	137,511	17,578	147,690	17,867	156,792	18,464	167,815	18,579	174,488
		乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	四輪	貨物	自家用	4,245	19,821	4,094	19,417	4,095	19,815	4,033	19,828	4,092	20,407
		貨物	営業用	159	511	156	519	167	578	166	594	175	643
	小計		22,891	162,152	23,003	171,856	23,300	181,401	23,843	192,485	24,038	199,831	
小 自 型 動 特 殊 車	農耕作業用		635	1,524	638	1,531	657	1,577	659	1,582	666	1,598	
	その他		126	743	124	732	124	732	125	737	123	726	
	小計		761	2,267	762	2,263	781	2,309	784	2,319	789	2,324	
二輪の小型自動車		1,293	7,758	1,296	7,776	1,309	7,854	1,321	7,926	1,320	7,920		
合計		29,856	182,405	29,841	191,865	30,055	201,328	30,452	212,174	30,525	219,292		
前年比		98.1	114.0	99.9	105.2	100.7	104.9	101.3	105.4	100.2	103.4		

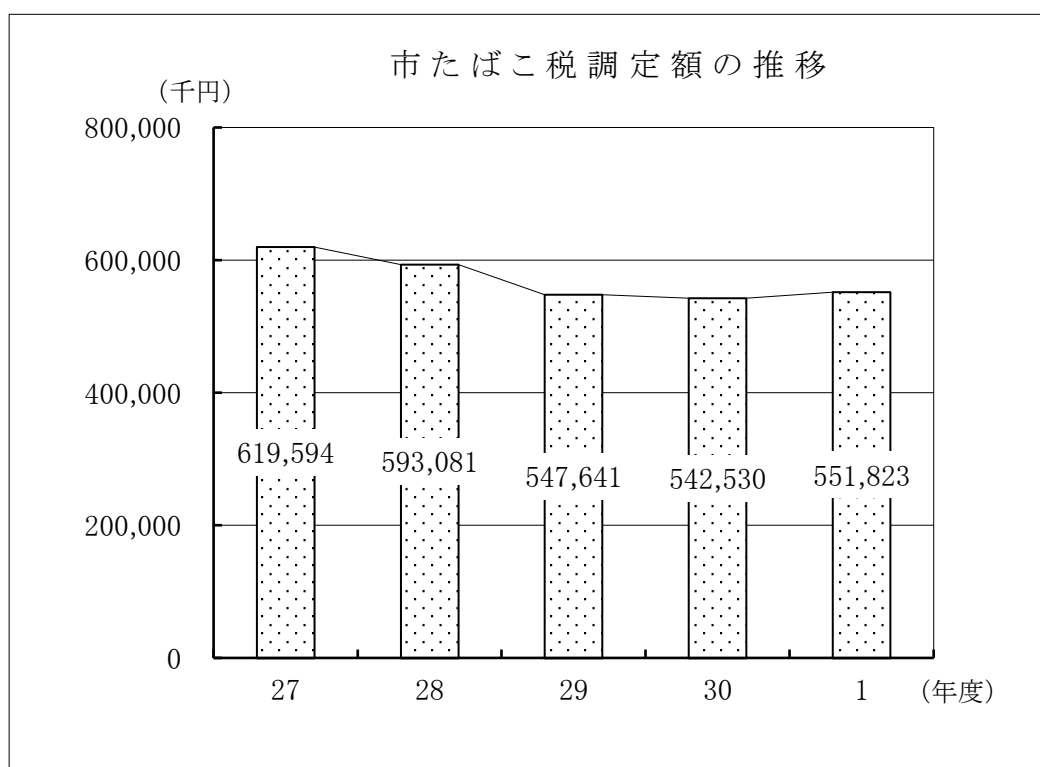
※ 税率については、35ページを参照

(3) 軽自動車税(種別割) 課税 客 体 数 及 び 調 定 額 の 推 移 (グ ラ フ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		27	28	29	30	1																							
区分	調定額 (千円)	619,594	593,081	547,641	542,530	551,823																							
	対前年比 (%)	99.6	95.7	92.3	99.1	101.7																							
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	120,820	115,458	105,942	105,947	97,496																							
	旧3級品	5,840	5,802	4,706	3,520	1,763																							
	対前年比 (%)	99.7	95.6	91.8	100.0	92.0																							
	税率	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">旧3級品以外</td> <td>平成18年7月1日から平成22年9月30日まで</td> <td>3,298 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>4,618 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">旧3級品</td> <td>平成25年4月1日から平成30年9月30日まで</td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日から令和2年9月30日まで</td> <td>5,692 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成18年7月1日から平成22年9月30日まで</td> <td>1,564 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>2,190 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成27年3月31日まで</td> <td>2,495 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>2,925 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>3,355 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から令和元年9月30日まで</td> <td>4,000 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日から(特例税率廃止)</td> <td>5,692 円 / 1,000 本</td> </tr> </table>					旧3級品以外	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	3,298 円 / 1,000 本	平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	4,618 円 / 1,000 本	旧3級品	平成25年4月1日から平成30年9月30日まで	5,262 円 / 1,000 本	平成30年10月1日から令和2年9月30日まで	5,692 円 / 1,000 本	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	1,564 円 / 1,000 本	平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	2,190 円 / 1,000 本	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	2,495 円 / 1,000 本	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,925 円 / 1,000 本	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	3,355 円 / 1,000 本	平成30年4月1日から令和元年9月30日まで	4,000 円 / 1,000 本	令和元年10月1日から(特例税率廃止)
旧3級品以外	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	3,298 円 / 1,000 本																											
	平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	4,618 円 / 1,000 本																											
旧3級品	平成25年4月1日から平成30年9月30日まで	5,262 円 / 1,000 本																											
	平成30年10月1日から令和2年9月30日まで	5,692 円 / 1,000 本																											
	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	1,564 円 / 1,000 本																											
	平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	2,190 円 / 1,000 本																											
	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	2,495 円 / 1,000 本																											
	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,925 円 / 1,000 本																											
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	3,355 円 / 1,000 本																												
平成30年4月1日から令和元年9月30日まで	4,000 円 / 1,000 本																												
令和元年10月1日から(特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本																												



5. 徵 收

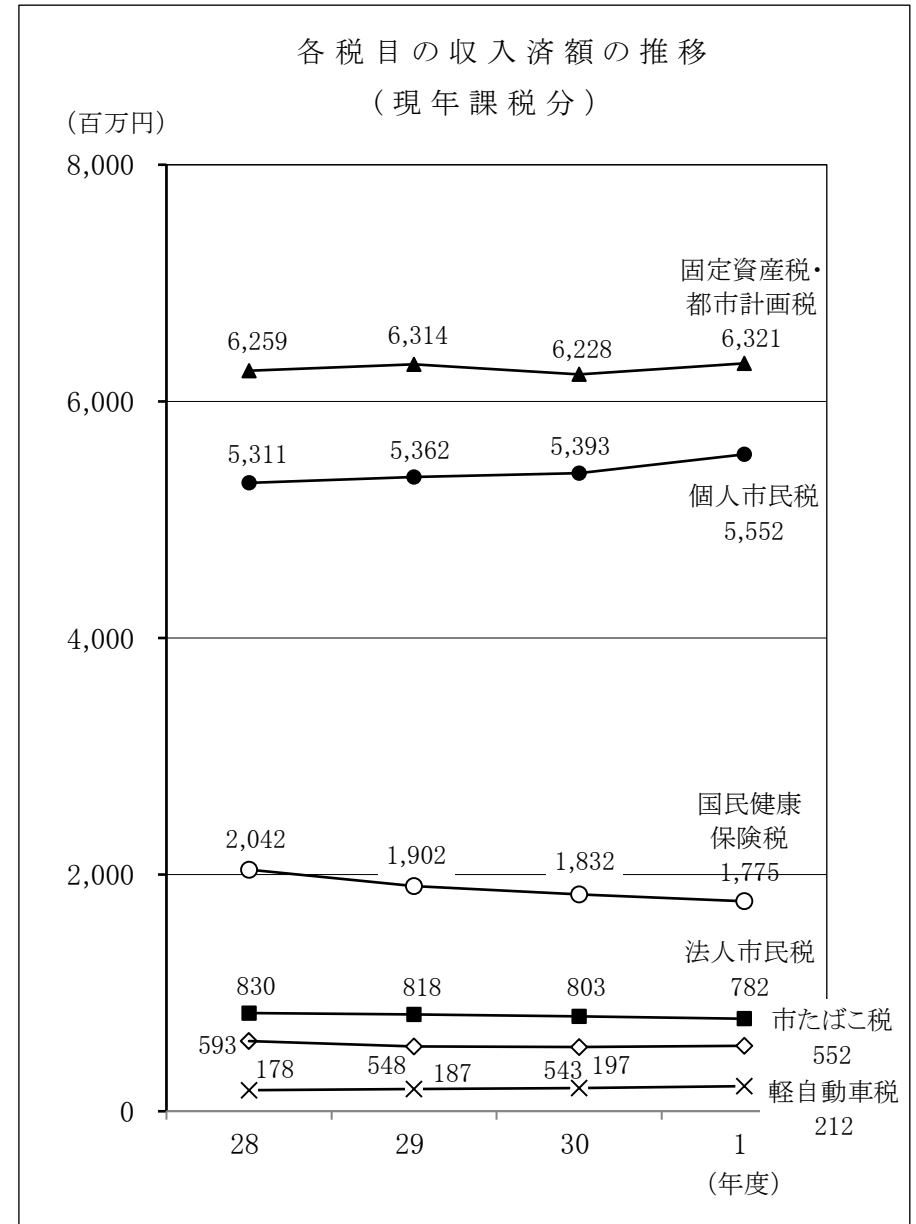
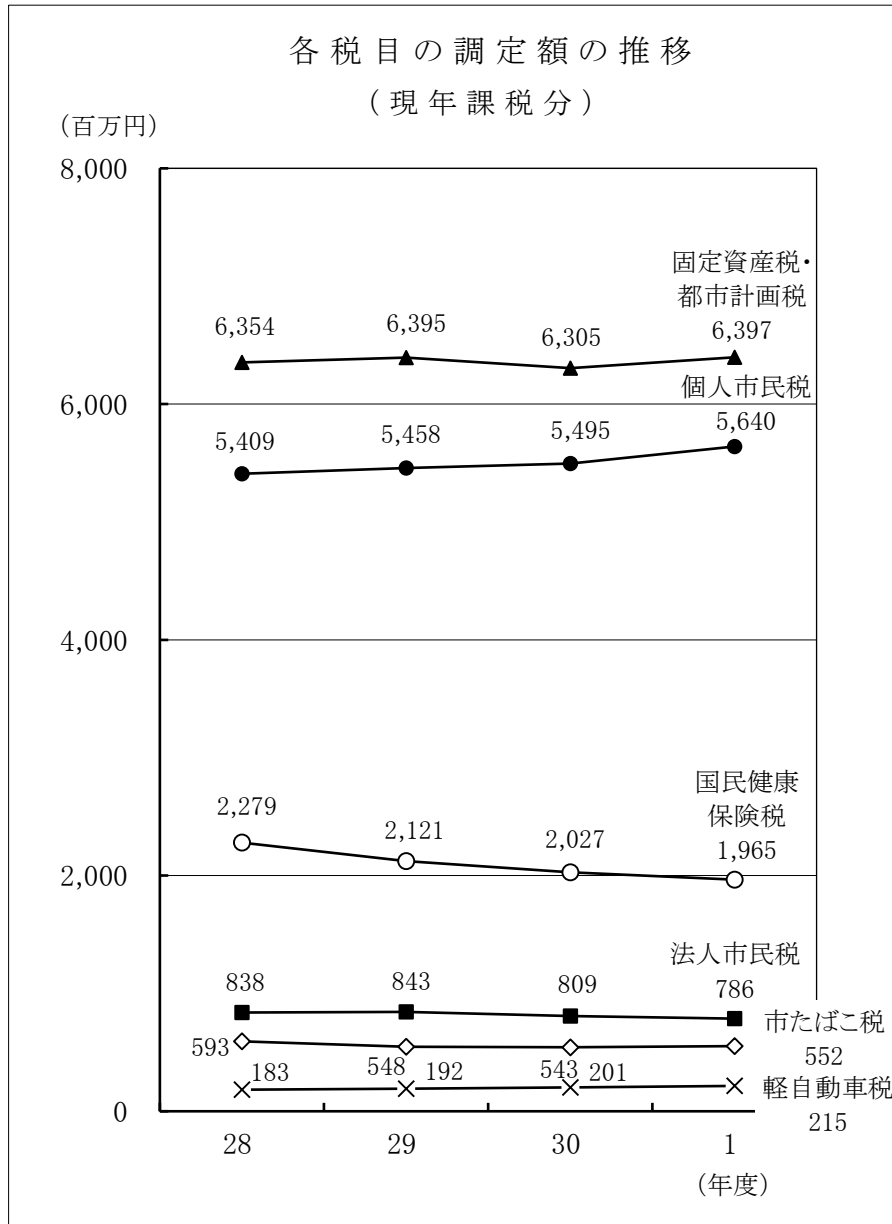
(1) 年度別市税決算額

税目	年度 区分	28			29			30			1		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,408,795	5,310,894	98.2	5,457,849	5,362,183	98.2	5,494,746	5,393,020	98.1	5,640,271	5,552,009	98.4
	法人	837,790	830,302	99.1	842,535	818,386	97.1	809,391	802,880	99.2	785,757	782,336	99.6
	計	6,246,585	6,141,196	98.3	6,300,384	6,180,569	98.1	6,304,137	6,195,900	98.3	6,426,028	6,334,345	98.6
固定資産税	固定資産税	5,683,569	5,598,237	98.5	5,718,702	5,645,816	98.7	5,633,848	5,565,131	98.8	5,718,571	5,650,055	98.8
	交付金	5,742	5,742	100.0	5,708	5,708	100.0	5,675	5,675	100.0	4,835	4,835	100.0
	計	5,689,311	5,603,979	98.5	5,724,410	5,651,524	98.7	5,639,523	5,570,806	98.8	5,723,406	5,654,890	98.8
軽自動車税	環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,313	3,313	100.0
	軽自動車税	183,036	178,485	97.5	191,796	187,221	97.6	201,272	197,106	97.9	212,097	208,222	98.2
	計	183,036	178,485	97.5	191,796	187,221	97.6	201,272	197,106	97.9	215,410	211,535	98.2
市たばこ税	593,081	593,081	100.0	547,641	547,641	100.0	542,530	542,530	100.0	551,823	551,823	100.0	
特別土地保有税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
都市計画税	665,161	655,174	98.5	670,588	662,041	98.7	665,097	656,985	98.8	673,949	665,678	98.8	
小計	13,377,174	13,171,915	98.5	13,434,819	13,228,996	98.5	13,352,559	13,163,327	98.6	13,590,616	13,418,271	98.7	
滞納繰越分	867,707	243,861	28.1	759,613	227,548	30.0	641,123	235,275	36.7	526,415	205,634	39.1	
合計	14,244,881	13,415,776	94.2	14,194,432	13,456,544	94.8	13,993,682	13,398,602	95.7	14,117,031	13,623,905	96.5	
国民健康保険税	2,279,455	2,041,667	89.6	2,121,068	1,901,862	89.7	2,027,330	1,832,071	90.4	1,964,639	1,774,549	90.3	
滞納繰越分	1,217,742	238,128	19.6	1,077,343	236,416	21.9	912,947	244,218	26.8	736,518	211,722	28.7	
合計	3,497,197	2,279,795	65.2	3,198,411	2,138,278	66.9	2,940,277	2,076,289	70.6	2,701,157	1,986,271	73.5	

※ 「調定額」

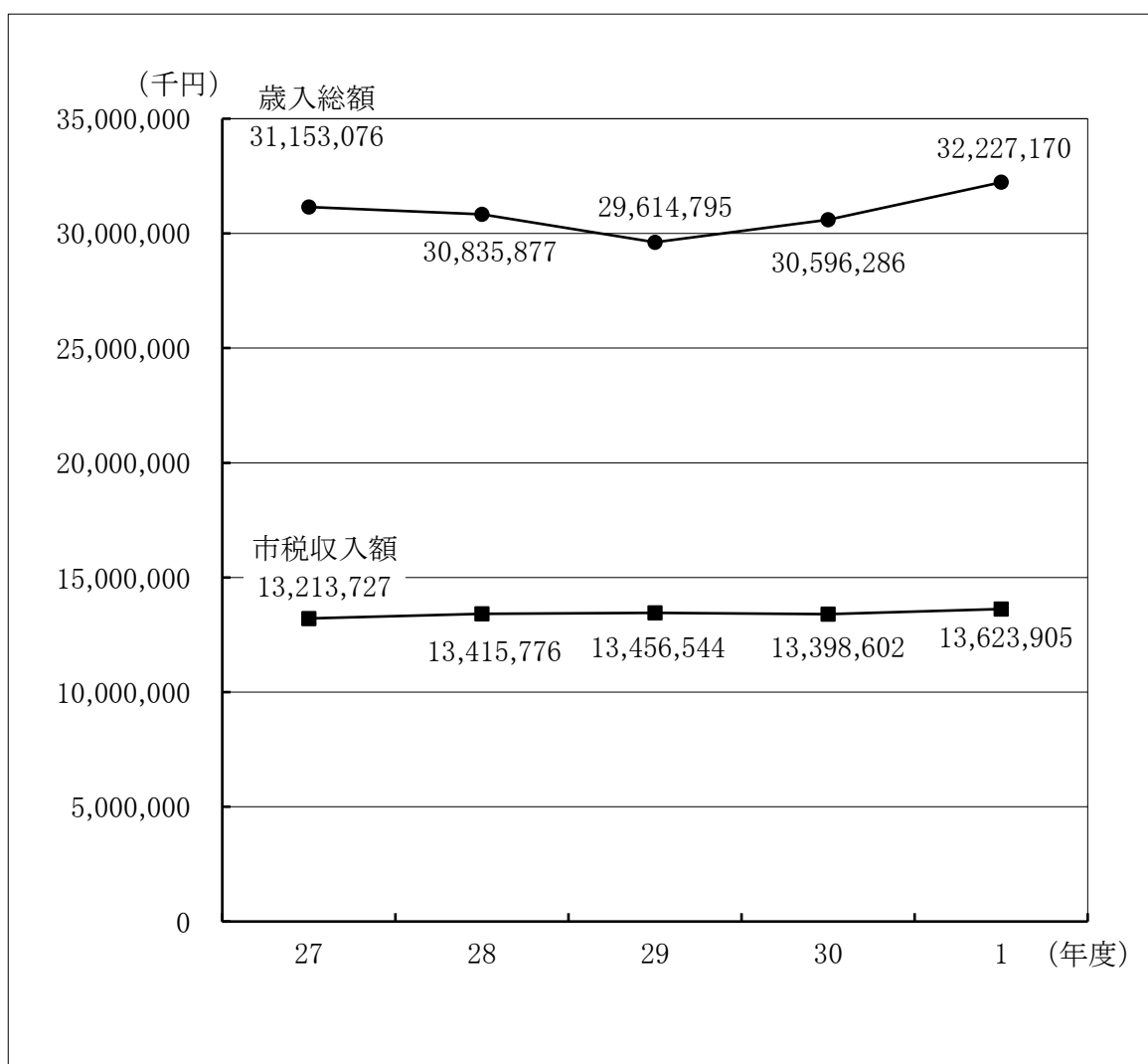
税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

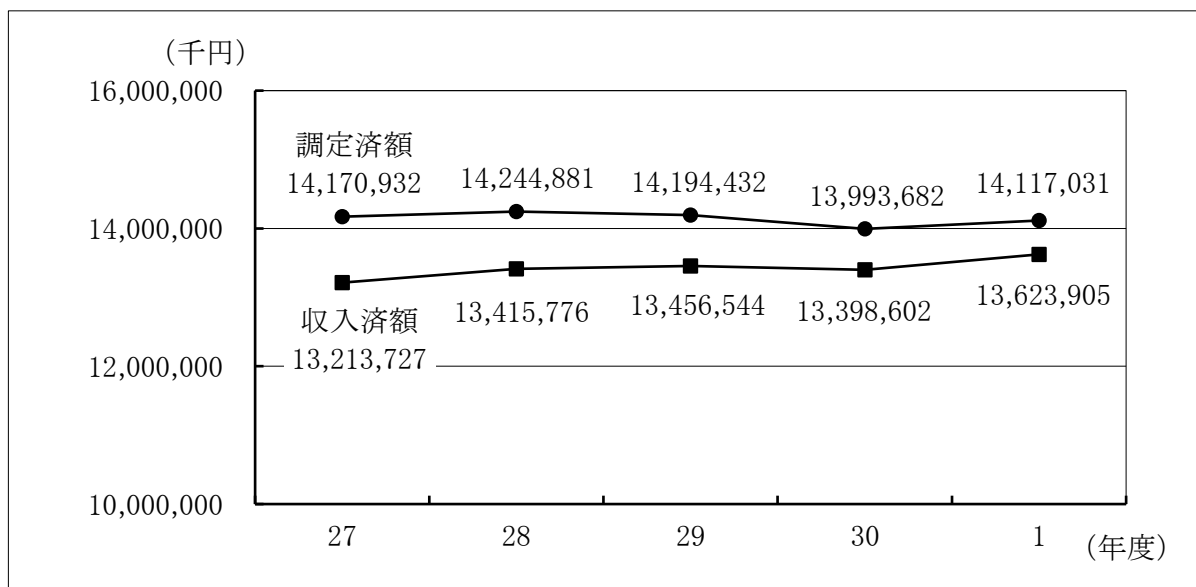
年度 区分	27	28	29	30	1
歳入総額 (A) (千円)	31,153,076	30,835,877	29,614,795	30,596,286	32,227,170
市税収入額 (B) (千円)	13,213,727	13,415,776	13,456,544	13,398,602	13,623,905
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	42.4	43.5	45.4	43.8	42.3



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年度		27	28	29	30	1
区分						
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,220,768	13,377,174	13,434,819	13,352,559	13,590,616
	滞納繰越分 B (千円)	950,164	867,707	759,613	641,123	526,415
	合 計 C (千円)	14,170,932	14,244,881	14,194,432	13,993,682	14,117,031
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,994,418	13,171,915	13,228,996	13,163,327	13,418,271
	滞納繰越分 F (千円)	219,309	243,861	227,548	235,275	205,634
	合 計 G (千円)	13,213,727	13,415,776	13,456,544	13,398,602	13,623,905
不納欠損額 H (千円)		89,925	63,084	95,900	68,441	74,125
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		867,280	766,021	641,988	526,639	419,001
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.3	98.5	98.5	98.6	98.7
	滞納繰越分 (F/B) (%)	23.1	28.1	30.0	36.7	39.1
	合 計 (G/C) (%)	93.2	94.2	94.8	95.7	96.5

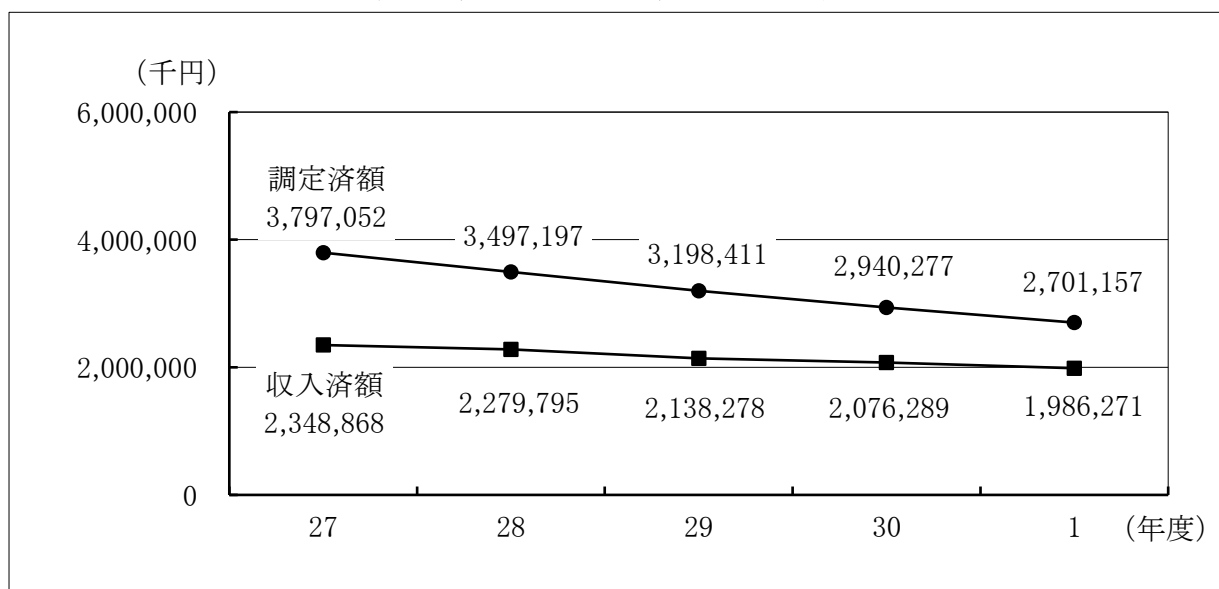
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		年 度				
		27	28	29	30	1
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,384,397	2,279,455	2,121,068	2,027,330	1,964,639
	滞納繰越分 B (千円)	1,412,655	1,217,742	1,077,343	912,947	736,518
	合 計 C (千円)	3,797,052	3,497,197	3,198,411	2,940,277	2,701,157
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,123,550	2,041,667	1,901,862	1,832,071	1,774,549
	滞納繰越分 E (千円)	225,318	238,128	236,416	244,218	211,722
	合 計 F (千円)	2,348,868	2,279,795	2,138,278	2,076,289	1,986,271
不納欠損額 G (千円)		218,060	130,522	131,674	117,388	141,834
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,230,124	1,086,880	928,459	746,600	573,052
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	89.1	89.6	89.7	90.4	90.3
	滞納繰越分 (E/B) (%)	15.9	19.6	21.9	26.8	28.7
	合 計 (F/C) (%)	61.9	65.2	66.9	70.6	73.5

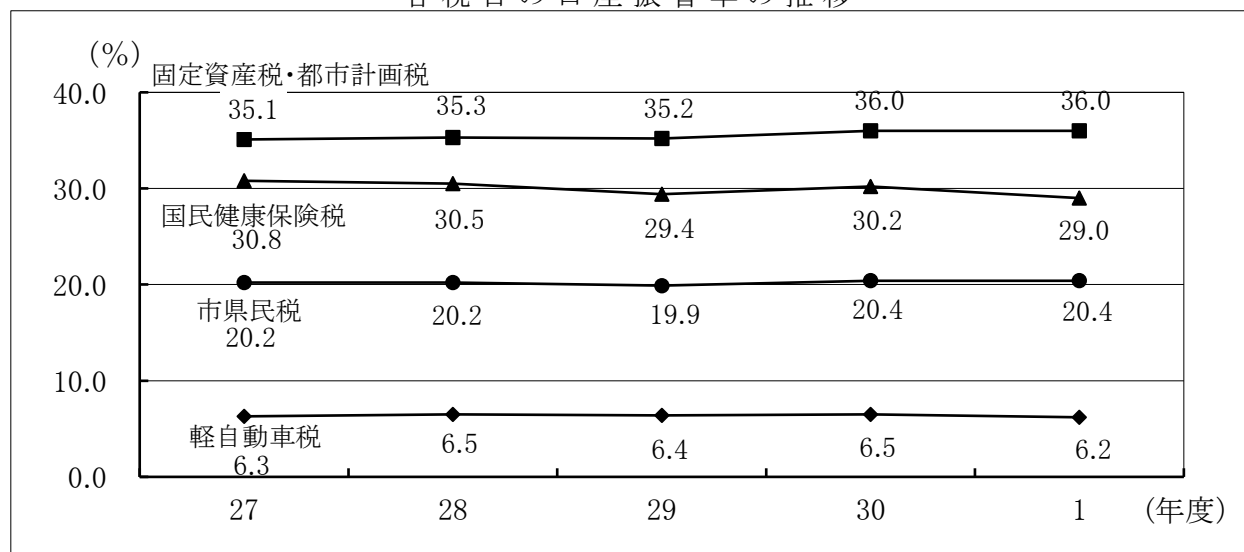
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		27	28	29	30	1
納税義務者 (人)	市 県 民 税	15,020	14,900	14,429	14,264	14,188
	固定資産税・都市計画税	37,432	37,629	37,834	38,148	38,340
	軽自動車税	30,374	29,846	29,819	30,034	30,447
	国民健康保険税	14,813	14,696	14,099	13,571	13,638
	合 計	97,639	97,071	96,181	96,017	96,613
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,036	3,015	2,873	2,915	2,897
	固定資産税・都市計画税	13,142	13,292	13,329	13,716	13,808
	軽自動車税	1,910	1,933	1,916	1,946	1,892
	国民健康保険税	4,559	4,479	4,139	4,096	3,954
	合 計	22,647	22,719	22,257	22,673	22,551
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.2	20.2	19.9	20.4	20.4
	固定資産税・都市計画税	35.1	35.3	35.2	36.0	36.0
	軽自動車税	6.3	6.5	6.4	6.5	6.2
	国民健康保険税	30.8	30.5	29.4	30.2	29.0
	合 計	23.2	23.4	23.1	23.6	23.3

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		27	28	29	30	1
市県民税	件数 (件)	17,754	18,365	20,412	20,704	20,548
	金額 (千円)	409,000	419,768	444,776	454,377	440,247
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	30,623	31,835	33,478	35,934	37,020
	金額 (千円)	553,375	587,852	631,925	645,465	647,190
軽自動車税	件数 (件)	12,710	13,141	14,115	14,940	16,063
	金額 (千円)	67,906	80,879	91,539	101,279	106,352
国民健康保険税	件数 (件)	30,199	30,182	27,868	27,046	26,751
	金額 (千円)	402,255	410,162	363,835	362,624	336,785
合計	件数 (件)	91,286	93,523	95,873	98,624	100,382
	金額 (千円)	1,432,536	1,498,661	1,532,075	1,563,745	1,530,574

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		27	28	29	30	1
動産	件数 (件)	0	0	5	4	3
	税額 (千円)	0	0	7,955	9,744	6,895
債権	件数 (件)	191	471	549	878	951
	税額 (千円)	150,565	247,878	222,927	230,398	277,739
不動産	件数 (件)	9	7	19	13	24
	税額 (千円)	19,181	6,873	13,496	11,434	37,355
合計	件数 (件)	200	478	573	895	978
	税額 (千円)	169,746	254,751	244,378	251,576	321,989

(9) 督促状発付状況

種別	年度	28			29			30			1						
	区分	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	14,900	3,206	21.5	1	14,429	3,110	21.6	1	14,264	3,318	23.3	1	14,188	3,182	22.4
		2	12,933	3,012	23.3	2	12,823	3,022	23.6	2	12,650	3,018	23.9	2	12,770	3,254	25.5
		3	12,553	3,141	25.0	3	12,503	3,115	24.9	3	12,448	3,043	24.4	3	12,922	3,146	24.3
		4	12,998	3,183	24.5	4	12,965	3,131	24.1	4	12,896	3,069	23.8	4	12,955	3,061	23.6
		計	53,384	12,542	23.5	計	52,720	12,378	23.5	計	52,258	12,448	23.8	計	52,835	12,643	23.9
固定資産税・ 都市計画税		1	37,629	3,647	9.7	1	37,834	3,761	9.9	1	38,148	3,739	9.8	1	38,340	3,533	9.2
		2	36,894	3,918	10.6	2	37,103	3,788	10.2	2	37,432	3,796	10.1	2	37,614	3,857	10.3
		3	36,893	3,442	9.3	3	37,122	3,452	9.3	3	37,437	3,329	8.9	3	37,627	3,403	9.0
		4	36,894	3,488	9.5	4	37,121	3,544	9.5	4	37,434	3,398	9.1	4	37,636	3,834	10.2
		計	148,310	14,495	9.8	計	149,180	14,545	9.7	計	150,451	14,262	9.5	計	151,217	14,627	9.7
軽自動車税		全	29,846	3,923	13.1	全	29,819	3,799	12.7	全	30,034	3,678	12.2	全	30,447	3,490	11.5
国民健康 保険税		1	14,696	4,293	29.2	1	14,099	3,737	26.5	1	13,571	3,620	26.7	1	13,638	3,525	25.8
		2	14,570	3,654	25.1	2	13,902	3,573	25.7	2	13,357	3,434	25.7	2	13,191	3,492	26.5
		3	14,408	3,542	24.6	3	13,706	3,621	26.4	3	13,229	3,425	25.9	3	12,958	3,300	25.5
		4	13,279	3,365	25.3	4	12,634	3,323	26.3	4	12,231	3,076	25.1	4	11,942	3,139	26.3
		5	13,306	3,338	25.1	5	12,657	3,215	25.4	5	12,289	3,057	24.9	5	11,952	3,139	26.3
		6	13,116	3,248	24.8	6	12,597	3,135	24.9	6	12,251	3,043	24.8	6	11,903	3,118	26.2
		7	12,950	3,205	24.7	7	12,475	3,154	25.3	7	12,118	3,015	24.9	7	11,655	2,931	25.1
		8	12,922	3,138	24.3	8	12,456	3,061	24.6	8	12,080	2,965	24.5	8	11,797	3,065	26.0
		9	12,961	2,986	23.0	9	12,496	3,012	24.1	9	12,068	2,821	23.4	9	11,701	2,875	24.6
		計	122,208	30,769	25.2	計	117,022	29,831	25.5	計	113,194	28,456	25.1	計	110,737	28,584	25.8

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和2年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限 (令和2年度)																																			
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 11月 2日 第2期 8月31日 第4期 2月 1日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																															
			市 民 税	県 民 税																																				
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																							
所得割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																			
市 民 税	県 民 税																																							
6 %	4 %																																							
市 民 税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本 金</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等 額</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の 額</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50 人以下 —</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分		市内従業者	税額(年額)	資 本 金	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円	等 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円	の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円		1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
			法人等の区分		市内従業者	税額(年額)																																		
資 本 金	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																					
	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																					
等 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																					
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円																																					
の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円																																					
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																					
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																					
	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																					
	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円																																					
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> <th>令和元年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>12.1 %</td> <td>8.4 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>9.7 %</td> <td>6.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %	上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																														
法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始																																						
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %																																						
上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																																						
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">1.4 %</td> </tr> <tr> <td>家 屋 償却資産</td> </tr> </table>	土 地	1.4 %	家 屋 償却資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	免 税 点		土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 6月 1日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 3月 1日																									
土 地	1.4 %																																							
家 屋 償却資産																																								
免 税 点																																								
土 地	300,000 円																																							
家 屋	200,000 円																																							
償却資産	1,500,000 円																																							
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.2 %</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> </table>	土 地	0.2 %	家 屋																																			
土 地	0.2 %																																							
家 屋																																								

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和2年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和2年度)																													
軽自動車税 (種別割)	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	四輪以上及び三輪の軽自動車 <table border="1" data-bbox="757 252 1581 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>平成27年3月31日 以前に登録</th> <th>平成27年4月1日 以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	全 期 6 月 1 日										
		種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録																											
		三輪のもの		3,100 円	3,900 円																											
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																											
				自家用	7,200 円																											
			貨物用	営業用	3,000 円																											
				自家用	4,000 円																											
		原動機付自転車及び二輪車等 <table border="1" data-bbox="757 496 1581 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td> <td colspan="2">二輪のもの (側車付を含む。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)		二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの		3,600 円			小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円		
		種 別		年 税 額																												
		原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																												
50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																															
90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																															
ミニカー	3,700 円																															
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)																															
	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの																															
	3,600 円																															
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																														
	その他のもの	5,900 円																														
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円																														
重課税率 (平成28年度から) <table border="1" data-bbox="757 852 1581 1018"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗 用 営業用</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>乗 用 自家用</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 自家用</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	軽自動車	三輪のもの	4,600 円	四輪以上のもの	乗 用 営業用	8,200 円	乗 用 自家用	12,900 円	貨物用 営業用	4,500 円	貨物用 自家用	6,000 円																	
種 別		年 税 額																														
軽自動車	三輪のもの	4,600 円																														
	四輪以上のもの	乗 用 営業用	8,200 円																													
		乗 用 自家用	12,900 円																													
		貨物用 営業用	4,500 円																													
		貨物用 自家用	6,000 円																													
※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用																																
軽課税率 <table border="1" data-bbox="757 1145 1581 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円
種 別			標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度																												
	25%軽減	50%軽減		75%軽減																												
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																												
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円																											
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円																											
	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円																											
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円																											
※ 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適用 (平成28年度及び平成29年度に実施したグリーン化特例 (軽課) を対象車の重点化を行った上で2年延長)																																

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和2年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)				納期限 (令和2年度)																										
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="757 223 1064 443" rowspan="4">旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td data-bbox="1064 223 1310 272">平成25年4月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 223 1581 272">5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 272 1310 322">平成30年10月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 272 1581 322">5,692 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 322 1310 371">令和2年10月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 322 1581 371">6,122 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 371 1310 443">令和3年10月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 371 1581 443">6,552 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 443 1064 663" rowspan="4">旧3級品の紙巻たばこ</td> <td data-bbox="1064 443 1310 493">平成28年4月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 443 1581 493">2,925 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 493 1310 542">平成29年4月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 493 1581 542">3,355 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 542 1310 592">平成30年4月1日から</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 542 1581 592">4,000 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 592 1310 663">令和元年10月1日から (特例税率廃止)</td> <td colspan="2" data-bbox="1310 592 1581 663">5,692 円 / 1,000 本</td> </tr> </table>				旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本		平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本		令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本		令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本		旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本		平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本		平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本		令和元年10月1日から (特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本		毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付
旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本																														
	平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																														
	令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本																														
	令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本																														
旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																														
	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																														
	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																														
	令和元年10月1日から (特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本																														
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500円</td> <td>610,000円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500円</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>					所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500円	610,000円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円	介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円	第1期 7月31日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 11月2日 第5期 11月30日 第6期 12月25日 第7期 2月1日 第8期 3月1日 第9期 3月31日										
	所得割	均等割	年間限度額																													
医療保険分	7.8%	24,500円	610,000円																													
後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円																													
介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円																													

MEMO

MEMO

MEMO